第

章

ユニバーサルデザインの まちづくりの背景と目的



1 ユニバーサルデザインが求められる背景

―ノーマライゼーション実現に向けた取り組みの経緯―

「ノーマライゼーション (normalization) *」とは、障がい者 (広くは社会的マイノリティ*も含む。)が一般市民と同様に普通 (ノーマル) の生活・権利等が保障される共生社会をめざす理念です。こうした理念の下に、平成6年に我が国では初の「障害者白書」が刊行されました。平成7年版では副題に「バリアフリー社会をめざして」として障がい者が社会生活を送る上での各種バリア (障壁)除去のための福祉のまちづくりや、バリアフリー*の取り組みがまとめられる等ノーマライゼーションの考え方が少しずつ広がりを見せ、各地で具体的な取り組みが行われるようになってきました。

このように、ノーマライゼーションの理念の下、障がい者や高齢者にとっても利用しや すいまちづくりが進められてきましたが、そのほとんどが「バリアフリー」の考え方によ るものでした。

バリアフリー*は、既存の施設やサービスについて、障がい者や高齢者等「特定の人」に対する「特別な対策」であり、特定の人のバリア(障壁)を取り除いていく考え方です。このようなまちづくりにより、障がい者や高齢者にとっての不便さを解消した施設等も多く見られます。

しかし、一方では、これまでのバリアフリーの取り組みを 見たときに必ずしも十分とはいえない点があります。

たとえば、あらかじめバリアをつくらない取り組みが足りりないことや、動線と離れたところにエレベーターが付けられていたり、特定の人だけの利用に限定した移動設備の設置や、利用者に配慮されていない点字ブロックが配置されていたりする等、利用者の視点に立ったバリアフリーが十分でない問題があります。また、このようなハード面の整備だけではなく、高齢者や障がい者等が自立して日常生活や社会生活



特定の人の利用に限定された
移動田補助設備



利用者に配慮されていない 点字ブロックの配置

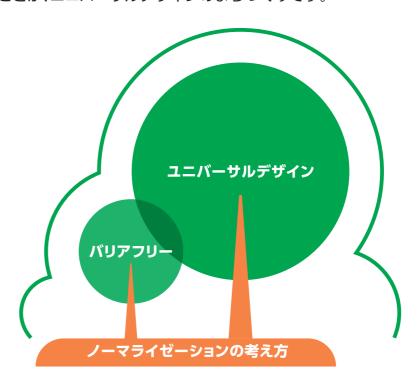
を送ることの重要性についての理解を深め、こうした人たちが円滑に移動し、施設を利用 するための情報提供等ソフト面での対策が十分ではないといった問題があります。

このような状況から、真のノーマライゼーション社会の実現のためには、障がいの有無・年齢・性別・国籍等にかかわらず、広い視野でまちづくりをとらえ、できるだけ多くの人のニーズに応えていくことの必要性が高まってきました。

2 ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、ここでは「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」(※注1)としています。バリアフリーは、ものや施設についてバリア(障壁)となるものを取り除くという考え方ですが、ユニバーサルデザインは誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方です。

このように、施設・サービスや情報等が、利用者を限定せずに、柔軟かつ簡単に利用できるまちをつくることが、ユニバーサルデザインのまちづくりです。



※注1

国土交通省によるユニバーサルデザインの定義

(出典 国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」*の基本的考え方)

「身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念」

東京都によるユニバーサルデザインの定義

(出典 東京都福祉保健局 「東京都福祉のまちづくり推進計画」)

「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること」

6

3 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり 基本方針策定の背景と目的

大田区では、平成2年度に「大田区福祉のまちづくり整備要綱」の策定、平成4年度に「おおた おでかけガイド」の発行、そして平成13年度・14年度に「福祉のまちづくりモデル推進事業」を実施しました。その後これらの事業をきっかけとして、障がい者を含めた区民と協働するための体制を整備し、公共施設等のバリアフリー点検を今日まで継続して行う等、福祉のまちづくりを推進してきました。

こうした取り組みを通して明らかになったことは、利用しやすいまちづくりのために、 特定の人に対する特別な対策であるバリアフリーの考え方でまちを見直していくことに とどまらず、はじめから、様々な立場の人がまちづくりに参加し、利用しやすいと感じる まちづくりをめざすことが望ましいということでした。

国においては、「ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年、国土交通省)」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年、国土交通省)*」「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(平成20年、内閣府)」等を含め、法整備が進められています。

今後は、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本に、できるだけ幅広い人々を想定した「ユニバーサルデザイン」の考え方に即した社会を実現することが必要です。点から線へ、線から面へと誰にとっても利用しやすい施設整備や移動手段が用意され、情報アクセス、コミュニケーション等が円滑にできる、生活しやすいまちづくりが求められています。また、外国人の居住も年々増え続けており、羽田空港の国際化等もあいまって、今後さらに様々な人々の生活の様式や形態を考えたまちづくりを進めていくことが必要です。

このような状況から、大田区では、区民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点を持ったまちづくりに参加し、高齢者や障がい者、育児中の方や外国人等への理解を深め、 互いに支え合える社会の実現をめざしていく必要があります。

そこで、ユニバーサルデザインに関し、大田区がめざす将来のまちの姿やまちづくりの 考え方を取りまとめた「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針(以下、「本基 本方針」という。)」を策定し、区民、事業者等と大田区が協働して、様々な取り組みを総合 的かつ計画的に推進していきます。

4 本基本方針の位置づけ

大田区は、平成20年10月に四半世紀ぶりに「大田区基本構想」を改定し、さらに平成21年3月に大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」を策定しました。この基本計画は、これからのまちづくりを進める上で最も上位の計画として位置づけられており、その中で三つの基本目標が掲げられています。

基本目標のうち、「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」を達成していく ための施策として「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の策定」があり、本基本 方針は、「おおた未来プラン10年」の重要な柱の一つとなっています。

また、「おおた未来プラン10年」を基にした大田区の地域保健福祉を推進する計画である「大田区地域保健福祉計画」の中で「ユニバーサルデザインのまちづくり」が個別目標の一つとして掲げられ、具体的な事業として「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針・アクションプランの策定」が定められています。

本基本方針は、これら2つの計画を根拠として策定するものです。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、区民、事業者、地域の団体等と区が協働して長期的な視野に立った取り組みにより実現されるものです。そのためには、まちづくりについての考え方の方向性を示した指針が必要となります。

本基本方針は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく上で、区の各計画や事業等の基本的な考え方や方向性を示す指針となるものです。また、区民、事業者、地域の団体等と区がユニバーサルデザインのまちづくりに協働して取り組む際の指針としても位置づけます。

このため、区の各計画や事業、区民、事業者、地域の団体等が企画・実施するまちづくり 事業は、本基本方針の考え方等を反映することが求められます。

8

本基本方針の位置づけ

大田区基本構想 大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」 【主な関連分野計画等】 ・大田区住宅マスタープラン **大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針** ・大田区都市計画マスタープラン ・大田区男女共同参画推進プラン 整合 •大田区障害福祉計画 ・大田区観光振興プラン 大 H ・大田区多文化共生推進プラン X ・蒲田駅周辺地区グランドデザイン 地 計画策定、 ・空港臨海部グランドビジョン2030 推進の指針 域 おおたのびのび子育てプラン 保 (大田区次世代育成支援行動計画) 健 ・大森駅周辺地区グランドデザイン 福 •大田区自転車等総合基本計画 祉 •(仮称)大田区移動等円滑化 計 推進方針(策定予定) •(仮称)大田区移動等円滑化 推進計画(策定予定) 区の施策、事業 区民、民間事業者、地域の団体等が 企画、実施する事業

(国) ユニバーサルデザイン政策大綱、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱等

(都)東京都都市づくりビジョン、東京都地域住宅計画、東京都福祉のまちづくり条例 等

5 本基本方針等の計画期間

本基本方針は、区の各計画や事業等の実施に際しての指針となることから、あらかじめ 計画期間を定めないこととします。また、本基本方針で示す具体的な方向性を表したアク ションプラン(第4章)の計画期間は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」、 大田区地域保健福祉計画との整合を図り、前期3か年、後期5か年の計8か年とします。

なお、本基本方針は、まちづくりを推進していく過程で見直しの必要が生じた場合は適 切な時期に改定することとします。

年度(平成)		2011 (23)	2012 (24)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	
大田区ユニバーサルデザ インのまちづくり基本方針										
	基本方針			改元	È					
	アクションプラン	前	朝(3か年)		後期(5か年)					
大田区10か年基本計画 おおた未来プラン10年		前	朝(5か年)			後 ■ ■ ■	期(5か年)			
大田区地域保健福祉計画		今	朝(5か年)	改艺	È.	次	期(5か年)			

10